

事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 4 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課  
こども家庭庁支援局  
障 害 児 支 援 課

令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の  
請求の取扱いについて（令和6年2月サービス提供分）

令和6年能登半島地震による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、「令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（令和5年12月サービス提供分）」（令和6年1月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）、「令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（令和5年12月サービス提供分）」（令和6年1月5日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）及び「令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（令和6年1月サービス提供分）」（令和6年1月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）により連絡したところだが、令和6年2月サービス提供分の介護給付費等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

- 1 令和6年2月サービス提供分以降に係る介護給付費等の請求について  
令和6年2月サービス提供分（3月請求分）以降の介護給付費等の請求については、被災地における障害福祉サービス等の事業所の状況に鑑み、原則として概算による請求を行わないこととし、通常の方法による請求が引き続き困難な障害福祉サービス等の事業所については、個別に国保連に相談する取扱いとする。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて  
令和6年2月サービス提供分（3月請求分）において、通常の方法による介護給付

費等の請求を行う場合には、事務連絡「令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（令和5年12月サービス提供分）」（令和6年1月4日付障企発）の3（通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて）により行うこと。ただし、2月サービス提供分（3請求分）に係る請求明細書の提出期限は通常どおり3月10日までとすること。

なお、請求明細書の提出後に介護給付費等に不足があったことが判明した場合には、過誤調整及び再請求を行うことも可能である。